

パワーハラスメント指針の概要

―事業主が講ずべき措置を中心に―

シテイユートワ法律事務所 弁護士

宗形 徹也

一 はじめに

「働き方改革」という言葉が使用されるようになって久しいところ、同改革の一環として、

令和元年5月29日、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（令和元年法律第24号）が可決された。同法律案による改正のポイントは、①国の労働施策としてハラスメント対策を明記した点、②パワーハラスメント（以下、「パワハラ」という）の防止対策が法制化された点、③セクシュアルハラスメント（以下、「セクハラ」という）等の防止対策が強化された点の3つ

であったが、実務的な対応方針については、追って厚生労働大臣が定める指針によるとされた（改正労働施策総合推進法30条の2第3項）。

これを受け、厚生労働省において指針案が検討・公表され、パブリックコメント（令和元年11月21日から同年12月20日まで）を経て、令和2年1月15日、指針が告示された。具体的には、パワハラに関する指針として「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）（以下、「パワハラ指針」と

いう）が、セクハラ等に関する指針として「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第6号）（以下、「セクハラ等指針」という）が告示された。なお、セクハラ等指針は、従前から指針自体は存在しており、パワハラ指針の策定に伴いアップデートされたものである。

筆者は、先に改正法の概要の紹介記事（本誌845号）にて指針の策定後に具体的な対応方針を検討することを推奨したところ、本稿においては、今般策

定されたパワハラ指針に特化した説明を行うこととした。本改正は令和2年6月1日が施行期日とされており（中小企業については一部例外あり）、参考になる部分があれば幸いである。

二 パワハラ指針の概要

1 パワハラ の定義・類型

(1) パワハラ の定義（パワハラ指針1）

パワハラ指針は、職場におけるパワハラを「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

新年度に押さえておくべき 営業店における法務対応 10のポイント

—近年の法改正等を踏まえて—

1 個人顧客への対応編

河野・川村・曾我法律事務所
弁護士 川村 英二



かわむら・えいじ ● 1992年早稲田大学法学部卒業、94年弁護士登録（46期・東京弁護士会）、全国地方銀行協会コンプライアンス検定試験問題作成委員会委員長。

一 昨年の7月、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」および「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、これら相続分野における改正法（いわゆる相続法改正）が、昨年1月以降、順次、施行されているのに続き、本年

4月からは債権法分野における民法改正（いわゆる債権法改正）が施行されている。これら金融機関の実務に影響を与える民法分野の相次ぐ改正のほか、昨年4月からは改正出入国管理法が施行され、外国人材の国内での急速な雇用増加と、これに伴う

外国人の預貯金口座開設、送金等対応の急速な増加が見込まれる等、金融機関の業務に影響を与えるような環境変化も生じてきているところである。ここでは、これら最近の法改正、環境変化に伴って金融機関の営業店の窓口業務に影響を与えることが想定されるもののうち、重要と思われる10のテーマを取り上げ、営業店における具体的な窓口対応に必要な基本的知識を改めて確認いただくことを目的として解説するものである。

【約款に関する対応】

定型約款に関する対応の留意点

個人顧客との間で、総合口座取引等、約款を含む取引を開始する際、どのような説明をしておく必要があるか。また、約款の内容が変更される場合、営業店でのどのような対応をとることが考えられるか。

一 定型約款とは

定型約款とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることが、その双方にとって合理的なものである「定型取引」において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体のことをいう（民法548条の2第1項）。すなわち、事業者が多数の顧客を相手に画一的な内容での取引をする場合において、当該事業者がその画一的な取引内容の条項をまとめたものは、この「定型約款」に該当することになる。総合口座取引とは、普通預金、定期預金、国債等の保護預りおよび振替決済口座への受入れ、定期預金や国債等を担保とする当座貸越といった各取引がまとめて記帳される口座にかかる取引をいい、総合口座取引規定によって画一的にその内容が規律されているが、この総合口座取引は「定型取引」に、総合口座取引規定は「定型約款」に該当することになる。

金融機関の不祥事対応と危機管理

◆ 第1回 ◆

金融機関不祥事の現状と基本的な対応

のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士 川西 拓人



かわにし・たくと ● 2002年京都大学法学部卒業、03年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。08～10年金融庁検査局 出向（金融証券検査官・専門検査官）。15年7月より現職。

ここ数年、政府系金融機関や地方銀行、信用金庫、信用組合といった地域金融機関等において、大規模・組織的な不祥事や顧客に重大な不利益を与える事例が生じ、金融行政においても業務停止命令・業務改善命令等の厳格な対応が行われている。また、

このような大規模不祥事に至らなくとも、金融機関においては、顧客預金の横領、詐欺、浮貸し、取引先からの不正なりべート取得および不正な経費請求等の不祥事が日々生じている。これら不祥事の予防策については、金融行政からの発信文書も含めて

数多くの参考文献が存在するが、本連載では、比較的論じられることが少ない、現に不祥事が発生してしまった際の危機管理、リスクの最小化の観点での対応について検討したい。

一 金融機関不祥事の現状

1 近時金融機関で発生した大規模不祥事

近時の行政処分事例として、政府系金融機関に対する以下の処分が挙げられる。

これは、危機対応融資（リーマンショック、震災等の外部的要因により一時的な危機的状況に陥った場合の資金供給を定めた公的融資、日本政策金融公庫の80%補償、一定額の利子補給がある）の実行に際し、顧客名義の試算表等を改ざん、自作することによって、危機対応融資の要件を満たすかのように偽装し、融資を実行していた事案である。行政処分においては、不正行為が全100営業店中97営業店で発生し、444名の職員

が関与し、4609件（融資実行額で2646億円相当）にわたって行われていたとされ、不祥事が組織内に蔓延していたことがわかる。

平成29年5月付行政処分（筆者において抜粋のうえ一部加工）

（注1）

危機対応業務において、以下のとおり不適切な事務取扱い等が行われていると認められる。

(1) 不適切な事務取扱い等

ア. 危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される試算表等の書類が、多くの支店および職員により長期間にわたって多数改ざんされていること

イ. 池袋支店で過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、内部調査を行う際に答えを誘導する等の不適切な対応を行っている